

令和6年度 国際大会派遣選手および強化指定選手選考基準

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」という）における国際大会派遣および強化指定選手に係る選考基準について、次のとおり定める。

1. 国際大会派遣選手の適用期間

本基準の強化指定選手としての国際大会派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2. 国際大会派遣の選出方法

(1) 令和5年度第15回全日本パラ卓球選手権大会（肢体の部）個人戦優勝者

(2) 令和5年度開催の令和6年度国際大会派遣選手選考合宿各クラス優勝者

国際大会派遣選手選考合宿出場該当者

ア 令和5年度国際大会派遣選手

イ 令和5年度第15回全日本パラ卓球選手権大会予選リーグ1位通過選手及び2位通過であっても決勝トーナメントにおいて1勝以上あげた選手

ウ 強化委員会が特別に認めた選手

注：2.（1）該当者は選考合宿には参加しないものとする。

注：全日本パラ卓球選手権大会の参加人数によっては、選考合宿を行わないクラスもある。

(3) 強化委員会が設立する大会において、強化委員会が定めた順位以上の成績を収めた選手

注：詳細については事前に大会要項にて通知する。

注：（3）は年度途中の大会のため、国際大会派遣期間も令和6年度途中からとなる。

(4) 次世代育成選手規程を満たす選手の中で監督が推薦する選手

(5) 監督が特別に出場を認めた選手。但し、その遠征後に成績等を評価し次の遠征を認めるかは強化委員会で協議する

3. 国際大会派遣選手および強化指定選手の要件

選考基準を満たした選手は、以下の要件を満たす事で国際大会派遣が認められる。

(1) 国際大会派遣を希望する選手

(2) 国内クラス分けを受けている選手

(3) 当協会ならびに公益財団法人日本卓球協会の登録者であること（令和6年度以降）

(4) 協会が帯同者を求める場合には、指示に従い帯同者を準備できる選手

- (5) 各規定を遵守し、協会の指示に対し適切な行動を取れる選手
- (6) 合宿・国際大会に参加するうえで健康上の問題がなく、心身ともに適した状態である選手

4. 強化指定選手の種類

国際大会派遣選手は以下のとおり強化指定選手として区分され、本基準に基づき、強化委員会で審議後、選考委員会を経て理事会にて決定する。

(1) ナショナルチーム選手（以下「NT選手」という）

ア 選考基準

- ① 国際クラス分けカード取得者
- ② パラリンピックでのメダル獲得又は入賞の見込みがある者

イ 内容

- ① 合宿参加にかかる費用の支援、練習会等にかかる費用の一部支援
- ② 国際大会派遣費用の一部支援
- ③ 日本代表ウェアの支給

(2) ナショナルチーム候補選手（以下「NT候補選手」という）

ア 選考基準

- ① NT選手および次世代育成選手以外の者

イ 内容

- ① 強化委員会が定める国際大会、合宿等の参加を認める
- ② 日本代表ウェアの一部支給

(3) 次世代育成選手

ア 選考基準

- ① 次世代育成選手規定を満たした者

イ 内容

- ① 強化委員会が定める国際大会、合宿等の参加を認める
- ② 日本代表ウェアの一部支給

5. 国際大会優先派遣の考え方

国際大会派遣希望者が大会の定める規定数を超え、大会側より人数制限が生じた場合は、強化委員会にてその人数制限枠に達するまで選考する。

6. その他

- ① 令和6年度の4月1日以降に国際大会派遣選手となった選手に関しては、ナショナルチームウェアの購入は不可とし、大会参加時にはウェアを貸与する（ゲームシャツはゼ

ッケンにて対応)。

- ② 本基準に定めのない事項については、強化委員会で協議のうえ決定する。

附則

この基準は平成 30 年度 11 月から適用する。

この基準は令和元年 8 月 13 日に一部改訂、令和元年 11 月 30 日から施行する。

この基準は令和 3 年 11 月 18 日に一部改訂、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

この基準は令和 4 年 8 月 26 日に一部改訂、令和 4 年 8 月 26 日から施行する。

この基準は令和 5 年 10 月 12 日に一部改訂、令和 5 年 11 月 25 日から施行する。